

LK

一、議長（石川信義君）
日程第六、會議録署名議員の指必くつり、署名
を議員の指必くは會議規則やたゞ衆の規定により、議長に切り、
指必くつります。

十四番 吉田靖忍

十五番 高稿干春忍

支那米泉董忍

空三女の方に頼みます。

一、議長（石川信義君） 日経第三種生所教育委員会委員の送付目録に
ついで議果第七十三号の議題に供し了。 百長とては議果の
朗読とて供せし了。

町議会议務局長訓詁(省略)

一、議長（石川信義君）
理事者から提案理由の説明を求めた。

福生町議会

一町長瀨古蹟藏石

議定より二十二年のわが種子町

の教育委員のうち、^{おぬ}九月三日をもつて任期がきつたのでござります。並木秀氏に切かわしては前任者の材料、喜平氏の後を継ぎたいと云われやうで、ご承知のとおりの人格者でござりますし、私も常日頃心から信頼申し上げておりましたところでありました。週日並木さんのところへ参りまして、いろいろお願い申し上げたところ、もう二期ご承諾をいただきなされたりで、ここに議會のご同意をいただくべくご提案申し上げております。よろしく慎重ご審議をいただきたいように、ご同意あらんことをお願い申し上げます。

議長（石川信義君）　はいさう眞摯に行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一、議長（石川信義君）

す。火の災難と云々あり。議案第七十号については
ふい同意するものと。ご賛成の御座いますか。

「賛成」と呼ぶ御座いますか。

一議長（石川信義君）　ご賛成なしと決めます。よろしく議案第七十号
についてはふい同意するものと決まっております。

一議長（石川信義君）　議案第四十号の議案の是非について
ご賛成第七十号と議案に決めます。議長として議案の解説
をいさせていただきます。

（町田議事事務局長解説）　指略

一議長（石川信義君）　理事長から提案理由の説明をお願いします。

一町長（瀬古清蔵君）　議案第七十号についてご説明するにあたり、
ご報告をかねてご同意の方をお願ひ申し上げるわけでございますが、
前任者の田村氏に代りましては、一昨年の都合により、秋の



手もとで辞表を提出するに決まっております。申し上げを承るに
なく、田村氏に代りましては、昨年の秋に秋の稲刈り
の任にあり、秋の稲刈りをやるに決まっております。又何と申すに
いかに指導をいたすに決まっております。この点、心か
り感謝申し上げます。ご信賴申し上げるに決まっております。ご
同意的に、今更し、一昨年の都合で、秋の稲刈りというものを、やむを
得ず、い事情に支え、辞表を提出し、秋の稲刈りというものを、
従って、秋の稲刈りと決まっております。秋の稲刈りというものを、
又、いより、ご信賴申し上げます。秋の稲刈りというものを、
の承え方と決まっております。是等、秋の稲刈りとして、清水の代り、
いかに、いかに、ご信賴申し上げます。秋の稲刈りというものを、

一議長（石川信義君）　ふいより、質疑をいたします。

（賛成なしと呼ぶ御座いますか。）

議長(石川信義君)
ふん々煩疑之略歸以失しす。

火ダツテ議類と云ふおり年々議案又商号火の災は、云々
同意す方と云ふ要議ありとせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一、議長（石川信義君）
二、異議なしと認めます。よろしく議決を又
三、四号のついでにふたたび同意するものと決定されました。

一、議長（石川信義君）
 議第五福生町表勅衆例に基く一般表勅
 者についで、議案第七十五号も議類に依ります。百長さして
 議案の解説を以てせまう。

町田議會事務局長胡蝶一省略

議長（石川信義、忍）
理事者より提案理由の説明を求めず。

一、助役（篠崎俊次君）
議案第百二十五号 福生町表彰条例に基く一般
表彰のついでに説明し上ります。本年も自給表彰式と

隣組長の赴任会とか、国保健康家庭の表彰式等と一緒に
十月十四日、日曜日に行なうことになり、お力になること
本年は、自治功労者の表彰者は、私もございませぬ、一般表
彰としては、本県記載のうちに、この三氏を表彰し、たく
ず、表彰審査委員会を併せて、次々、慎重に審議を
願ひ、本県を提出し、次第をございます。表彰者の改年雄
一氏は、現任人権擁護委員の方で、又、中ノ小学校校長として
十五年十月と、いうべき、大々校長をやつて、お力と
いうことは、ご承知のとおりな、ございます。又、若下伴蔵氏は、中
ノ小学校と、中ノ小学校の先生を、九年又、十月に、わたくし、や
つて、お力、若下さんの表彰は、それとは別、同氏は、青
少年問題、この方、中ノ小学校、中ノ小学校、中ノ小学校、中ノ小学校、
若下伴蔵氏に、対する賞状は、中ノ小学校、中ノ小学校、中ノ小学校、
若下伴蔵氏に、対する賞状は、中ノ小学校、中ノ小学校、中ノ小学校、

今回表彰しようとするものゝごまじりして、先下さんは現社
社の青少年委員とか、町の青少年問題の常任委員、あるいは
社会教育委員、体育協会の理事等をやらうとわり、活躍
願うものを、お褒めのとわりを、以上三人が教育関係
のごまじり、田村重雄さんは、申し工作もよく、消防
団関係の功労者のごまじり、本年の四月に消防団長をやられ
た、このごまじり、その間、その長きにわたる
消防団の花績を、お褒めのごまじり、その間、団員
あるいは幹部として、非常にご活躍されたわけのごまじり、
その功績は、誠に顕著と存じます、以上三か方を本年
表彰しようという事で、表彰審査委員会の慎重な密
査を経て決定された次第のごまじり、お公衆のたの
しみ以上の金品を町に寄贈された方々は、大伴町の、ごまじり

今年、この五人については、表彰審査委員会において、金品の
贈与者は、その五周年記念とか、あるいはその周年記念の贈与、格し
く表彰した方が、良いのではなからうかという事で、ご決定を、
お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、
の長期勤続者の表彰者を用して、お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、
お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、
長に生ずる国利君、この二人を表彰したことに、お褒めのごまじり、
す、お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、

一議長（石川信義君） これより質疑を付します。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君） 次に、質疑を結結します。
お褒めのごまじり、議長第五十五号は、原案通り、これに同
意するものと、ご褒めのごまじり、お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、お褒めのごまじり、

一、議長（石川信義君）

五年は疎果通り同意す方にと決定しおしめ

一、議長（石川信義君）

日韓第六次締結同意方以之議案第

セキスギ一も議題に供せず。事務局長として議案の朗読を
以てせす。

（明田議令事務局長訓詁）省略

一、議長（石川信義君）

種名から提果種の説明を求めています。

一、助役
二、候
三、候
四、大
五、忍

議案第 27 号 以 下 の 説 明 用 に 上 付 する。

本件について、本算の協議決定を以て切り手、消防自
動車の新車購入にござりまする。消防団側とシテ、シテ相談とい
ふとして、本算部裁のうちに、マシーンはイスズ、装備は
森田本舗と正式に契約したとすものゝござりまする。

紙類については、十一月三日と定まつたのでござりますか。
 火災期も同様に定まつたので、ごきりだけ紙類を短期
 し、マシタが、あやう業者に申し入れておりましたので、ご参考と
 して、申し上げさせていただきます。さうして、ご審議のほど、お願ひ申し上
 げ次第でござります。

一、議長、石川信義君、

之亦予懷疑之行也。

一二齋(山下幸三君)

史庫
ふじふふふふ
秋
自
防
は
強

関へ走ると同時に、又あらゆる面から消防に對して努力を盡し

不中なるかと
 思ふことあり
 最近
 津市大火災

又、國防自動車隊の改良が完了、操作も迅速に行なわれ、大

火走米^{せん}に防ぐといふことが言わねのふいふ事か当

町の場合は、今より多少と違ふ。大きく改築さへてゐるのは、お

五分圓の硬貨としてなる自動車で、
時々水も技術面を以てする



見せられたいです。今日の自動車は、そうして新しい面から、
マシナリの特長があらうお願ひしたいと思ひます。

一、議長（島田鶴三） 大いさの設備がござりますか、大し
かに町の現況、ないしはこれからの発展状況をみまると、消防団
としても化学消防の必要を感ずるを購へたいという意気込みが
あつたのでござりますか、また団員の技術が、これをやるといふのでござ
りますか、従来と同じような車種に決定しただけで、そうして
化学消防車の購へについては、価格の点にも相當の工夫があり、
予算上からも、又消防団の技術が、そこでいって合わないという
ことであれば受け入れも知れませんが、そうして点から五
分田の使用している車種と大差ないものを購へることに決定
したのでござりますか。

二、森（山下幸三君） 叔母申しエホ大点と少しポイントがずれてマシ

ようですか、大いさ言われよう、そういふものを購へるのは
大変だと思ひますが、しかし特長というものは、特にホースのとりつけと
か、つまりは操作しやすい点とか、そういう新しい面が、まあおつたかど
うか、又は従来通りとほとんど変わらないものかどうか、そういう点に
ついて聞いただけでござりますか。

一、議長（島田鶴三） 機能の点ですが、一番変わつておつたところ
は従来消防車より、貯水池に入れる管、これは吸管と言つておつた
か、最近はこのホース位のソフト吸管一本を貯水池まで投下す
れば放水できるという点、大きな違いがあると思ひます。これは操
作そのものは水を早く出すかどうかという点から非常に大切なと
ころで、これによってかなり早く放水態勢がとれるわけがござります。
化学消防のつぎとしては、ホースと水を購へるよう手配をしており
ますし、又油火の火勢について、これに消火活動が、さういふふう

磯村武夫君　　二人は能川地区に高層住宅が建つわけですか。
それに対しての消防活動がどうなるかどうかわかりません。消防署は、もう
係長・島田健君　　この消防自動車は決まってるから、もう
少し大きな、回米を希望してるんですけど、……というのは、
稲生町では現状では止すから、今後相当の発展をとかかという
ことで、小さい車ではすくれないから、少なくとも三米から回米とい
うことで、再建をおしなすか、都立は稲生町は三米のミヤマー
でなくって、という話してるから、三米ではソレがジュニア級で、
ダットサンのきのきの位で、おもちゃの車であり、今後稲生町の
発展から考え、なるべく大きなものということでも、その格好は

二人能川地区に高層住宅ができてゐるわけですか

消防自動車は決意する所人、もう

少し大きな、田米を希望したるべきであらうが、……というのは、
稲生町では現状では止すられ、今後相当の発展をとげろという
ことで、小さい町では十分にあらないから、少なくとも三米から四米とい
うことで再望をおしえんとすか、都ては稲生町は二米のミヤマーシー
でなく三米だという話してはくれぬ、三米ではソレゆゑジュニア級で、
ダウトサンのきのおつた位で、おもちゃの町であり、今後稲生町の
発展から考え、おろしく大きなものということでもそろそろ接衝しな

結果、三米のものを購する事になったわけだ。さうして、大きい

その償向の五^は、この数年は大丈夫かと思ふ。配置は現状

五分用編成、二百五如十分虫動も可能すし、瞬間も訓練すべし。

は、三位以内という目標としており、その国家防衛、又東

東消防庁の検定というか、醫局を渡り、おり、さういふ基準――

にも
つま
おり
ます
ので
消火
の
面
に
お
い
て
は
訓
練
上
支
障
は
な
い
よ

ウレになる切ります。

秋の廣向したのは五階、六階の高層建築の

火災発生の際、十分の運動が、~~ここ~~のかどうかという事を申し上

中々わけが、
こんど買おうとする靖防自動車はしごと

つけろとかなんていふかどうかなんていふはさうして準備をしておけ

文の將來の商榷建議に對して地方の分團にさうして、靖防自動

車か切るもしかたへきと切つくと急な車かふふらの直ぐついま

はどのようなお話を伺ったのかお伺いしたいと思っております。

一 議長係長へ島田盛君

この三米の車では、スズキのようではい
じは装備できないことになっております。やはり、ししご車とな
り、四米以上のシャーシーでないと構造上備えられないという
ことになっております。私も専門家でないので、よくしめたことはわ
かりませんが、東京消防庁に聞いても、ししご車となりますと、
車も相当大型になりますので、現在全国の市町村にわたって使うお
の消防自動車では装備は不可能であるというところがありまして、
さうして高層建築物の火災時には今の車ではどうかやりこえず
という点、やはりなければならぬと思っております。

二 一番 磯村武夫君

これは実際、埼玉県浦和市の浦和市から、浦和市に視察にき
く時にも、浦和市にも公園に上り高層建築物がござるそうである
ところで火災が起き、従来の消防自動車では十分な活動ができません

し、今度消防自動車を購入する時は、ししご車を買いたい……と
いう話をして聞かされたので、よく聞いてみたい。浦和市に聞いてもさういう
高層建築物がござるし、ししご車が必要とするのではないかと思っておりますが、
四米とすると、どの程度の金額が要するかの

一 議長係長へ島田盛君

これは特殊機能と一般機能の二通りあります。一
般機能の場合でも、四米とすると相当のひらきがあり、又国の補助が
あります。二、相当制約、規制されるのでござります。エンジンがこの位
で、この程度のものを買えば、その場合、ソコから以上でなければならぬ
ということがありまして、大体はししご車となります。とて、八百万円
位になると思っております。現在森田がやろうとする車は九百万円とい
う車と大阪の消防庁で二台作るお方という話を聞いており
ます。

一 議長係長へ島田盛君

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいします。議案第××号は原案通り決定するを
に、異議ありとせんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君） 異議なしと認めます。さうで議案第××号

より原案通り同意するを決定しおしえ。

一議長（石川信義君） 日程第×種新監査委員条例の全文改正につ

いて議案第××号と議題に供します。事務局長もして議案の

朗読をします。

（町田議事務局長朗読） 指略

一議長（石川信義君） 理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君） 議案第××号種新監査委員条例の全文改

正について説明申し上げます。現行の種新監査委員条例は極

く簡単な文で、二条に別れておるものですが、やゝ未だ、監査

福生町議会



委員も二名おくと、二条にわけて監査委員が事務執行に必要なら時
は町吏員の補助を求めようとするものと、この点についておねがひ
すが、いろいろありまして、この点についておねがひは監査委員さん
から地方自治法では監査委員については、必要事項は条例で定められ
なければならぬといふところのなかう、具体的に必要事項も規定し
たらどうかというご意見があり、又私どもも同意でございますので、
ここに全文改正案を提出し次第でございます。この内容につきましては
前監査委員であつた町田村議員さんには非常にご協力を承り、こ
の点については、本席をお借りして、厚くお礼申し上げます。個々の
内容については申し上げようとして、第一案及び二条までは設置に
関する規定でございますので、地方自治法の規定に基いて種新に監査委員
を置くこと、又監査委員の行つ監査その他については法令と
の他特別の定めがあるものを除くほか、本条例の定めによるものと規定し

たものごじひをす。第三條では、正々、會議員に因する規定でござい
まして、議会の議長は臨時の財政検査に之令の議員を名を、市長と通
じり、監査委員に通知して、おこななければならぬ旨を規定したものの
ごじひをす。第四條から第六條までは、監査委員の職務内容に
関する規定でございまして、第四條は定期監査でありまして、監査
委員の毎会計年度、少なくとも一回上期を定め、実施しなければな
らぬ定期監査は、毎年度三月に行うこととし、その監査を実施
する場合、監査委員は実施前十五日まで、市長と関係者にとの意見
通知しなければならぬ旨を規定したものであります。第五條は
は、財政検査と臨時の財政検査の規定で、法律で毎月、例月期を定め
て実施しなければならぬ旨を、例月、例月、例月、例月、例月、例月、
日に行い、又毎会計年度、少なくとも一回実施しなければならぬとし、
臨時の財政検査は、毎会計年度、上半期と下半期に分けて行う。

又第三項では、臨時の財政検査を実施する場合、実施前十五日までに
関係機関に通知するものと、議長と通じて之令の議員の正々を
求めなければならぬ旨を規定し、おこなう。次の第六條では
これは特殊な監査でございまして、選挙民の五分の一以上の連署者
をもちます。その旨を直接請求による監査、それから自治大臣と
か都知事、あるいは議会、市長の要求による監査等、特殊な監査
は十日以内の監査委員は実施しなければならぬ旨を、しかし、どうして
も十日以内でござい、やむを得ない事情がある場合は、これに限らぬ旨
を規定したものであります。次の第七條及び第八條は、監査又は
検査の結果報告と公告式に因する規定でございまして、監査委
員の監査である場合は、終了した時は、定期監査について、
その日以内、その他の監査及び検査については、十日以内、その結
果を、同時に、市長と議長に報告し、かつ監査について、